

**小松市はつらつシニア支援事業  
第一号通所事業  
(基準緩和型サービス)**

**契約書別紙兼重要事項説明書④**

(令和6年4月1日 改訂)

**松寿園デイサービスセンターやざき**

## 「第一号通所事業基準緩和型サービス」重要事項説明書

ご利用者に対するサービスの提供にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人の名称）	社会福祉法人 松寿園
法人所在地	〒923-0961 石川県小松市向本折町ホ31番地
代表者（職名・氏名）	理事長 山本省五
電話番号	0761-22-0756
法人設立年月日	昭和27年5月9日（創立 明治32年2月19日）

### 2. 事業所の概要

事業所の名称	松寿園デイサービスセンターやざき	
サービスの種類	第一号通所事業（基準緩和型サービス）	
事業所の所在地	〒923-0301 石川県小松市矢崎町甲52番地	
電話番号	0761-46-6132	
指定年月日	平成28年4月1日	
事業所番号	石川県1770300653号	
開設年月日・利用定員	平成24年4月1日	25人 (通所介護+通所従前相当+通所基準緩和)

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援者または事業対象者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と連携を図りながら、利用者の要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

通所型サービスは、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から 土曜日まで（日曜日と年末年始は休日とします）
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時10分まで

#### 6. 事業所の職員体制

職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤2名以上（管理者との兼務1名 他介護職員との兼務含む）
看護職員	常勤2名以上（機能訓練指導員、介護職員の兼務含む）
介護職員	常勤5名以上（生活相談員、看護職員兼務含む）
機能訓練指導員	常勤1名以上

#### 7. 事業所の管理者

サービス提供の管理責任者（管理者）は下記の通りです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者	管理者 林 恵 美
-------	-----------

#### 8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、ご利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

また、事業対象者は、サービスの利用回数に応じて要支援1又は要支援2の方と同額となります。

(1) 【基本部分】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担金 (1割～3割)
事業対象者 週1回利用	12,900円	1,290円 (1割) 2,580円 (2割) 3,870円 (3割)
事業対象者 週2回利用	26,200円	2,620円 (1割) 5,240円 (2割) 7,860円 (3割)

※要支援2の方が週1回利用の場合は基本料金12,900円 利用料金負担1,290円 (1割)、  
2,580円 (2割)、3,870円 (3割) です。

※送迎費は上記料金に包括されています。

(2) 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担金 (1割)
科学的介護推進体制加算	「LIFE」を活用して支援を行った場合	400円	40円
口腔機能向上加算 (I)	口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練等の口腔機能向上サービスを行った場合	1,500円	150円
口腔機能向上加算 (II)	(I)に加えて「LIFE」の情報を活用する場合	1,600円	160円
栄養アセスメント加算	栄養状態を相談対応した場合	500円	50円
栄養改善加算	管理栄養士が食事に関する栄養改善等の訓練を行った場合	2,000円	200円
口腔栄養スクリーニング加算	口腔や食事から健康状態を確認し6か月毎に情報提供した場合	200円	20円
一体的サービス提供加算	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービス(そのいずれかを行う日を月2回以上設けている)を実施した場合	4,800円	480円
サービス提供体制強化加算 I	介護職員の総数のうち介護福祉士資格を持つ職員の割合が70%以上又は10年以上勤務する職員が25%以上の場合	880円(支援1) 1,760円(支援2)	88円(支援1) 176円(支援2)

介護職員処遇改善加算 I (※5/31迄)	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金× 5.9%	左記額の1割
介護職員等 特定処遇改善加算 I (※5/31迄)	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金× 1.2%	左記額の1割
介護職員等 ベースアップ等支援加算 (※5/31迄)	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金× 1.1%	左記額の1割
介護職員処遇改善加算 I (※6/1～)	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金× 9.2%	左記額の1割

※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

※利用者負担割合が2割または3割の方は、加算料金も対象です

### (3) 【その他の費用】

入浴費	希望により、入浴サービスを利用された場合、 <u>1回につき200円の入浴費をいただきます。</u>
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき640円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、費用の実費をいただきます。
クラブ活動費	材料代等の実費が必要となる場合があります。
追加利用（実費）	介護保険外で利用を増やすことも出来ます（別表参照）
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

#### (4) 【キャンセル料】

利用予定日の直前にサービスと提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料を不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	利用者負担金の10%の額（20%自己負担相当額）

### 9. 支払い方法

前記(1)(2)と(3)の入浴費及び食費の料金は、1ヵ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

※(3)のうち入浴費、食費以外は該当者のみ、その都度請求します。

口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の22日（祝休日の場合は直後の平日）に、ご指定の口座から引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の22日までに、現金でお支払いください。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の22日（祝休日の場合は直後の平日）までに、下記の指定口座にお振込みください。 [北國銀行 小松中央支店 普通預金 628275]

### 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。その間の経過については客観的な記述にて記録します。

### 11. 損害賠償について

サービス提供時において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けいたします。

苦情受付窓口	松寿園デイサービスセンターやぎき 小松市矢崎町甲52番地 電話番号 (0761) 46-6132 FAX (0761) 46-6150 受付時間 月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:30
苦情対応責任者	在宅事業部長 一島昌子
苦情対応相談者	管理者 林恵美

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

小松市役所 長寿社会課	所在地 小松市小馬出町91 電話番号 (0761) 24-8148 FAX (0761) 23-3243 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
国民健康保険 団体連合会	所在地 金沢市幸町12-1 電話番号 (076) 231-1110 FAX (076) 231-1601 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
松寿園 第三者委員会	能邨 勇樹 電話 (0761) 22-0776 川畑 博 電話 (0761) 21-9238

※苦情解決第三者委員を設置。公平中立な立場で苦情受付相談にのって頂ける委員です。

## 13. 虐待の防止について

① 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のため次の措置を講じています。

- 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
- 虐待防止のための指針の整備
- 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 措置を適切に実施するための担当者の設置

② 事業所は、サービスの提供中に当該事業所の職員又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

## 14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から必要時の委員会の開催、施設としての指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等取り組みます。

## 15. 業務継続計画の策定等

感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

## 16. 事業者の義務

安全配慮	利用者の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。
守秘義務	サービス提供を通じて知り得た利用者及び家族の個人的な情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。
緊急時の対応	サービス利用中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、救命措置等、速やかに必要な措置を講じます。
記録の閲覧	利用者に提供したサービスについて記録し、2年間保存します。利用者・家族は要望によりサービス提供の記録を閲覧することができます。また、複写物の交付も可能です。
非常災害対策	事業者は、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しています。

### 1. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。
- (3) 施設、設備、敷地をその本来の用途にしたがって利用してください。
- (4) 故意に、又は、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- (5) 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (6) 事業所内の喫煙スペース以外の場所での喫煙はできません。



(7) リスクに関する説明

利用において安全な環境作りに努めております。しかし利用者の身体状況や病気に伴う症状等により様々な危険性を伴う場合があります。高齢者の特徴について、職員と共にご確認ください。

(8) サービスを提供している職員及び他のご利用者に対し、暴言、暴力、ハラスメント行為等で心身被害にあたる言動が続く場合は、ご利用を中止させていただきます。

(9) 事業所は、天候不順、災害、感染症等によりサービス実施の継続が困難な状況が生じた場合、サービス内容を変更または中止させていただく事があります。その場合は、ご利用者及びその家族に対して関係機関へ連携を図るなど最善対策を講じます

15. 第三者評価の実施状況について

**現在は実施しておりません**